

除雪用具貸出申請・返却確認書

福島市長 様

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

貸出申請

福島市除雪用具貸出し要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。  
なお、作業にあたっては、本要綱を遵守し進めます。

1 使用場所 福島市 \_\_\_\_\_

2 貸出用具 氷割り機器 基  
スノーダンプ 基  
スコップ（角型・丸型） 基  
手動散粒機 基  
キャスター付きスコップ 基

3 貸出日時 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  
(AM・PM 時 分) (AM・PM 時 分)

4 借受者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

市対応者 \_\_\_\_\_

返却確認

1 返却日時 令和 年 月 日 (AM・PM 時 分)

2 返却者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

市対応者 \_\_\_\_\_

## 位置図

### 福島市除雪用具貸出し要綱

#### (貸出条件)

第3条 除雪用具の貸出し条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸出し期間は一日単位とし、貸出しを受けた団体（以下「借受団体」という。）の責任において運用しなければならない。
- (2) 借受団体は、予め予約をした支所等で用具を受け取り、返還する際は、時間厳守のうえ同支所等に自ら除雪用具を返却しなければならない。
- (3) 除雪作業実施にあたり本人及び第三者に及ぼした損害は、借受団体の責任で負担、解決しなければならない。

#### (使用者の遵守事項)

第7条 借受団体は、用具の使用にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 除雪用具を目的外で使用しないこと。
- (2) 除雪用具の譲渡、処分または転貸をしないこと。
- (3) 除雪用具に異常が発生した場合は使用を中止し、市に報告すること。
- (4) 道路には雪を出さないこと。
- (5) 除雪作業の際は、通行者等周囲の安全に配慮するとともに交通事故やけが等には十分注意すること。